

社会福祉法人「幸生会」役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人「幸生会」(以下「当法人」という。)定款及び定款細並びに社会福祉法第82条に基づく役員等への報酬について定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 定款第5条に規定する評議員
- (2) 定款第15条に規定する理事、監事
- (3) 定款細則第4条に規定する評議員選任・解任委員
- (4) 社会福祉法第82条に基づく苦情解決の仕組み2苦情解決体制の(3)第三者委員

(報酬の支給)

第3条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬及び費用の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 役員等の報酬については、別表第1に定める額とする。
ただし、理事長については、別途、定める「理事長報酬に関する規則」により支給するものとする。
- (2) 役員等が当該法人の職員を兼ね、職員給与の支給を受けている者には、報酬は支給しない。
- (3) 役員等の旅費は社会福祉法人「幸生会」旅費規程によるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、役員等が理事会又は評議員会等に出席した都度支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承諾を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は、平成29年6月15日より実行する。
平成31年4月1日一部変更

別表第1（役員等の報酬）

1. 評議員

業務	日額
①定時評議会等への出席	8,000円
②上記の他、施設の行事に、理事長から出席を依頼され出席した場合	4,000円

注)①定時評議員会等は、定款第11条に規定する定時評議員会と必要がある場合を開催する評議員会をいう。

②施設の行事は、夏祭り・忘年会・新年を祝う会・敬老会等をいう。

2. 理事

業務	日額
①定例の理事会並びに定時評議員会等への出席	8,000円
②上記の他、施設の行事に、理事長から出席を依頼され出席した場合	4,000円

注)①定例の理事会は、「予算・事業計画」、「決算・事業計画」、「定款・諸規程の変更・契約」並びに「理事長の業務執行報告」をいう。

②施設の行事は、夏祭り・忘年会・新年を祝う会・敬老会等をいう。

3. 監事

業務	日額
①定例の理事会並びに定時評議員会等への出席	8,000円
②上記の他、施設の行事に、理事長から出席を依頼され出席した場合	4,000円
③監事監査業務(1日当たり)	10,000円

注)①定例の理事会、定時評議員会等は、1評議員、2理事で記載のとおり。

②施設の行事は、夏祭り・忘年会・新年を祝う会・敬老会等をいう。

4. 評議員選任・解任委員

業務	日額
①委員会等への出席	8,000円
②上記の他、施設の行事に、理事長から出席を依頼され出席した場合	4,000円

5. 第三者委員

業務	日額
①職務に応じた委員会等への出席及び施設の行事に理事長から出席を依頼され出席した場合	4,000円